

# P T A 等共済だより

第36号  
2016/1/28発行  
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課P T A等共済室  
直通電話： 03-6734-2971  
メール： pykyosai@mext.go.jp

## ■共済団体の情報公開について

平成24年12月26日北海道において、情報公開法に基づく開示請求やそれに連続する異議申立てによって共済団体の「算出方法書」が開示される事案がありました。同年5月に札幌市内在住の申立人から、「共済団体の設立許可に関する書類一切」に対する開示請求がなされ、北海道は、それに対して、一部開示決定処分を行い、申立人に対して文書の一部が開示されました。申立人は開示された文書が黒塗り部分があったり、算出方法書が開示されないことを不服として異議申立てを行いました。北海道情報公開・個人情報保護審査会による審議の結果、それまで一部開示とされていた文書や不開示となっていた「算出方法書」が開示されました。北海道では次のように判断されたようです。

「共済事業を行おうとするものは、共済法により行政庁の認可が必要とされていることから、当該共済事業には公共性、公益性が認められる。…共済事業の公共性、公益性に鑑み、事業運営の透明性を確保するために共済事業に係る情報を広く公にするべきものと考えられるところである。現在、競争関係にある同種の事業を行う法人はなく、将来的に同種の事業を行う法人が現れる可能性は否定できないが、その蓋然性は極めて低いことが推察される。…開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれるとまでは認められない。」

「算出方法書」は、過去の災害発生率によって算出する純掛金と法人の企業努力によって削減される事業経費等から算出される付加共済掛金の記載があります。民間保険会社であれば、保険料算定の肝になるところであり他社との優位性を確保するために公開されない部分です。金融庁所管の「保険業」における事例でも、「それを公開することによって、各法人の経営判断事項が推定されるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものとして開示しないことが認められているケースがあります。

P T A等共済法による事業では、同法に基づく法人が発生する可能性は低いとも言えるかもしれませんが、民間保険を使つての保険事業を行う都道府県もあます。金融庁の例や民間保険会社が参入の機会を伺っている現状を考えれば、「算出方法書」を公開するか否かについては、慎重に判断されるべきものではないかと考えます。

共済事業又は公益法人としての情報公開がどうあるべきか、規定等を振り返ってみましょう。

P T A等共済法では、情報公開に関する規定はありませんが、監督指針において、共済会計における経理の透明性を確保するための措置として、貸借対照表等の事務所への備置きや、ホームページでの公開を求めています。また、共済契約の条項のうち、重要な事項については、共済契約者や被共済者が重要な事項を告げる等の措置を求めています。実務面においては、透明性確保の面から業務及び財務等に関する資料の積極的公開が求められるほか、共済約款、共済金支払手続き、相談や苦情窓口等について、チラシやパンフレットを作成し加入者に配布、ホームページで公開するなど、利用者の利便性に資するような措置をとることが必要です。

認可団体は公益法人（一般法人含む）ですが、旧公益法人制度下では、「指導監督基準」や「運用指針」等によって、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示、原則として一般の閲覧に供する、とされていました。「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）」においても、業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）等に基づく公益法人改革の推進に資するため、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開することが求められていました。

新しい公益法人制度の下での情報公開は、その根拠である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定されています。公益法人は、自立した存在として事業運営が法令や定款に基づき適切に行われるように自らガバナンスを図っていく必要がある。また、国民に対して事業運営の透明性を確保し説明責任を果たす必要があることから、事業計画書等（※1）や事業報告等（※2）を毎年度作成・提出、事務所備え置き、閲覧請求に対応することとされています。

（※1）事業計画書等…事業計画書、収支予算書 等

（※2）事業報告等…財産目録、役員等名簿、役員報酬等の支給基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要及び重要な数値を記載した書類、社員名簿（公益社団法人のみ）、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告 等

## ■平成27年度第2回P T A等共済法研修会の御申込ありがとうございました。

平成28年1月25日現在の申込状況は次のとおりです。

2/4(木) 自治体向け研修…10自治体14名

2/5(金) 団体向け研修…午前の部-9団体17名、午後の部-27団体60名

団体向け研修については、過去最大の参加者数となりました。また、役員の参加率は、17名（28.3%）となりました。参加者宛には、先日通知を出させていただきましたので、詳細を御確認ください。

## ■おしらせ



- ・内部研修等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。これから認可申請を検討する団体からの御相談もお受けします。
- ・立入検査等の相談や支援が必要な場合もお早目に御相談下さい。
- ・共済事業の実施調査に関して御協力いただきありがとうございました。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：2月29日＞

## ■ 共済団体のご紹介

### 一般財団法人福岡県高等学校安全振興会（共済事業開始：平成25年4月）

昨年、共済事業見直し等を行う過程で、過去のデータ全てを集約してみようと思いました。以下は、その一部を書き出したものです。

福岡県のPTA安全互助会が立ち上がったのが昭和62年。その後、特例民法法人を経て今日に至ります。あと2年で30年にもなることに驚きました。

平成26年までの28年間の会費収入総額は、約16億円。また、給付実績は約9億8千万円で、27年度には10億円にのぼります。相互扶助の精神に基づき、約290万人という多数の加入者の協力を得て、成り立ってきたことが数字にもはっきり表れています。

共済事業開始から3年が経過しようとしています。様々な課題が出てきています。28年度は、一步一步着実に、今までの加入者の協力を感謝しながら、これからの加入者の為に、もっと充実した「会」にしていかなければと肝に銘じています。

さらに本県は、次の目標「公益法人に移行する。」という大きな難題に向けて、歩み始めます。（事務局：土屋和美）

### 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（共済事業開始：平成26年4月）

平成27年夏。4年に一度、世界中からボーイスカウトが集う「第23回世界スカウトジャンボリー」が44年ぶりに日本で開催されました。このジャンボリーは、多くの皆様のお力添えをいただき、7月28日～8月8日（11泊12日）、日本で開催されたスカウト大会では過去最大規模の155の国と地域から3万4千人のスカウト・指導者が山口県きらら浜に集い、大会前後には、海外からの参加者7千2百人が47都道府県でホームステイを体験しました。

ジャンボリー会場は8割が海外参加者で、さながら国際都市の風景であり、世界の縮図となりました。キャンプ生活では快適な生活をするために、助け合うことが必要な環境の中で、それぞれの違いを知り、文化、宗教、国籍などを超えて友情を深めながら、自らが「世界」と向き合うことが求められました。そして、大会を通じてさまざまな

文化に触れながら地球規模の課題を考えることも重要なプログラムでした。国連機関やNGO、他の青少年団体などのご協力を得て、環境、開発、平和、人権といったさまざまな課題を、体験活動を通じて学び、解決のために自らができることを参加者同士で考える場となりました。

さらには、会期中、連日バス100台（一日4千人）を連ねて広島を訪れる「広島ピースプログラム」では、世界からの参加者2万6千人が参加しました。平和記念公園や原爆資料館を訪れ、戦争の悲惨

さと平和の尊さを体感した経験は、スカウトたちの人生に深く刻みこまれたことでしょう。この他にも日本の伝統文化や芸能、最新の文化などに直接ふれ日本の素晴らしさを自国にもち帰ったスカウト達によって、日本の魅力が世界に広まる一助となったことを確信します。

世界スカウトジャンボリーが無事閉幕し、ボーイスカウト日本連盟は、平成34（2022）年に迎える「日本連盟創立100周年」に向けて、また新たに歩みだしました。（総務課：石井薫子）

### PTA等共済室

- 1月15日（金）全国高等学校等安全互助会連絡協議会（下田補佐、吉谷）
- 1月22日（金）一般社団法人埼玉県PTA連合会研修会（吉谷、会田）
- 1月29日（月）三重県PTA安全互助会臨時総会（吉谷）

### ■ 事業年度開始前（年度末まで）に必要な業務

- 責任準備金等の積立（規則第24条、第25条、第26条関係）

共済団体は、毎年度末に責任準備金、支払備金、準備金の積立が必要になります。告示や共済規程（算出方法書）等を参照して必要額を算定しましょう。また、経理処理や財務諸表上の表記についても適正に行いましょう。

- 安全普及啓発活動等（規則第20条関係）

共済団体が、共済会計で安全普及啓発活動を実施する場合は、年度開始前に行政庁宛の届出が必要です。

- 共済契約申込み（各団体の共済規程参照。保険法関係）

毎共済年度開始前までに共済契約の締結を完了しましょう。

■ 編集後記 「親しき中にも礼儀あり」親しい人ならまだしも見ず知らずの人に初対面でタメ口を使われる時ほど、気持ちが悪いことはない。相手は大人だが、時々そのような人に遭遇する。ネット言葉も日常的に耳にするようになってきたが、匿名性を前提としているせいか、やや強く乱暴に聞こえ、そのまま口にするのも時や場所を考えないと、自分が損する場合もある。言葉は、相手に自分の気持ちや考えなどを伝えるもの、相手に伝わらないものは、言葉でも文章ではないと教えこまれてきた。言葉遣いは、人柄や性格を映し、男性なら紳士的に、女性なら綺麗にみせる。字もそうかも知れない。「1年の計は元旦にあり」というので今年も書き初めをした。「不惑 知天命」と書いた。元旦に立てた目標達成のため、惑わず、天命を知る1年としたい。（PTA等共済室：吉谷）

不惑  
知天命